

鹿児島労働局発表
令和8年1月13日

担当 鹿児島労働局労働基準部健康安全課
課長 秋山 芳徳
課長補佐 神村 健一郎
(直通電話) 099-223-8279

報道関係者 各位

登録教習機関の業務停止処分について

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、令和8年1月13日、登録教習機関の有限会社種子島自動車学校に対して行政処分（小型移動式クレーン運転技能講習に係る業務停止2月）を行った。

記

1 行政処分を行った登録教習機関の名称等

- (1) 登録教習機関名：有限会社種子島自動車学校
- (2) 事務所の所在地：鹿児島県西之表市西之表 16482 番地
- (3) 事務所の名称：ロジスティック種子島
(所在地：鹿児島県西之表市西之表 16482 番地)

2 処分内容

有限会社種子島自動車学校 ロジスティック種子島が実施する小型移動式クレーン運転技能講習の業務を、令和8年1月13日から令和8年3月12日まで（2月）停止する。

3 処分の原因となった事実の概要

令和7年8月21日から同年8月23日までの期間に実施した小型移動式クレーン運転技能講習において、受講者1名に対して同技能講習を修了した者として取り扱い、技能講習修了証を交付したが、同人は受講の免除を受けることができる者でなかったにもかかわらず（※）、同人に對し、「小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」について3時間の学科講習を行わず、また、「小型移動式クレーンの運転のための合図」について1時間の実技講習を行わなかったこと。

（※）玉掛け技能講習修了者等は講習科目の受講の一部免除を受けることができます。添付資料（1）「クレーン等運転関係技能講習規程」第3条をご参照ください。

4 関係法令

(1) 技能講習について

労働安全衛生法第 76 条第 3 項及び第 77 条第 7 項、クレーン等安全規則
第 245 条及び第 247 条、クレーン等運転関係技能講習規程

(2) 業務停止について

労働安全衛生法第 77 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第
53 条第 1 項第 2 号

【添付資料】 4 に関する条文等

以上

(1) 技能講習について

労働安全衛生法

(技能講習)

第七十六条

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(登録教習機関)

第七十七条

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

クレーン等安全規則

(小型移動式クレーン運転技能講習の講習科目)

第二百四十五条 小型移動式クレーン運転技能講習は、学科講習及び実技講習によって行う。

2 学科講習は、次の科目について行う。

- 一 小型移動式クレーンに関する知識
- 二 原動機及び電気に関する知識
- 三 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
- 四 関係法令

3 実技講習は、次の科目について行う。

- 一 小型移動式クレーンの運転
- 二 小型移動式クレーンの運転のための合図

(技能講習の細目)

第二百四十七条 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及びこの章に定めるもののほか、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

クレーン等運転関係技能講習規程

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
小型移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱方法	六時間
小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	内燃機関 油圧駆動装置 感電による危険性	三時間
小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	三時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。次条において「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及びクレーン等安全規則中の関係条項	一時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
小型移動式クレーンの運転	基本操作 重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 定位置への荷の卸し	六時間
小型移動式クレーンの運転のための合図	荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図	一時間

(講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
— クレーン・デリック運転士免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識

二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則(以下「旧クレーン則」という。)第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のための合図
一 揚貨装置運転士免許を受けた者 二 玉掛け技能講習を修了した者 三 旧クレーン則第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のための合図
一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第一条第一項第二号若しくは第六号に定められた検定種別に該当するものに合格した者 二 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識
令第二十条第六号若しくは第七号の業務又は労働安全衛生規則第三十六条第六号、第十五号から第十七号まで若しくは第十九号の業務に、六月以上従事した経験を有する者	小型移動式クレーンの運転のための合図
鉱山において移動式クレーン(令第二十条第七号の移動式クレーンをいう。)のうちつり上げ荷重が五トン以上のものの運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	小型移動式クレーンの運転 小型移動式クレーンの運転のための合図

(2) 業務停止について

労働安全衛生法

(登録教習機関)

第七十七条

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。